

## 第 15 回 浜田市農業委員会総会会議録

日 時：令和 7 年 4 月 28 日（月）9：30～10：20

場 所：浜田市役所 4 階 講堂 A B C

### 1 出席委員

#### 【農業委員】（13名）

1 番 中 田 善 喜	2 番 佐々木 京 子	3 番 大 崎 健 太	6 番 原 田 義 一
7 番 野 上 省 三	9 番 豊 田 知 世	10 番 川 神 昌 暢	11 番 河 上 昭 二
14 番 岩 谷 淳 志	15 番 藤 若 裕 香	16 番 三 浦 寿 紀	18 番 玉 田 一
19 番 南 谷 勇			

#### 【農地利用最適化推進委員】（10名）

1 番 河 野 恒 弘	1 番 近 重 邦 昭	2 番 永 見 繁 廣	5 番 永 見 昌 之
7 番 領 家 悟	10 番 大 谷 数 義	11 番 長 野 昭 三	16 番 野 村 明 治
18 番 串 崎 美 之	19 番 大 森 一 利		

### 2 欠席委員

【農業委員】高橋伸幸、岡本健治、皆本浩己、青葉 真、稲田勝志、柿元信次

【農地利用最適化推進委員】河西 堅、小松原常雄、道下文男、永見 孔、高橋久美子、  
橋本安延、田村邦麿、河崎 健

### 3 出席職員

【農業委員会事務局】木原事務局長、岡本主任主事、河野事務員

【しまね農業振興公社】植本相談員

### 4 次 第

#### (1)開会

(2)報告 公共事業による廃土処理届出について（1件）

農振法第5条事業計画変更申請について（2件）

(3)議案 議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（5件）

議第2号 農地法第4条の規定による許可申請について（1件）

議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について（5件）

議第4号 転用統制外証明願について（非農地証明）（6件）

### 5 閉 会

議 長	<p>はじめに総会を開催するにあたり、浜田市農業委員会会議規則第4条により、本日の出欠状況等の報告を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>本日、欠席の報告がありました農業委員は、4番高橋委員、5番岡本委員、8番皆本委員、12番青葉委員、13番稲田委員、17番柿元委員、以上6名から欠席の連絡がありました。</p> <p>農業委員の出席は、現在13名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しており、総会は成立いたします。</p> <p>なお、農地利用最適化推進委員の欠席は、3番河西委員、4番小松原委員、6番道下委員、8番永見委員、12番高橋委員、13番橋本委員、14番田村委員、15番河崎委員、以上8名から欠席の連絡がありました。</p>
議 長	<p>事務局から報告がありましたように、本日の総会は成立しております。ただいまから第15回浜田市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>続いて、浜田市農業委員会総会会議規則第15条に規定する議事録署名委員を指名いたします。2番：佐々木委員、7番：野上委員、よろしくをお願いします。本日の議事が円滑に進行できますよう、委員のみなさまのご協力をよろしくをお願いします。</p> <p>「次第」の1番目「報告」です。報告は、公共事業による廃土処理届出1件、5条の事業変更の届出2件です。事務局から説明をお願いいたします。なお、事前の質問等がありましたら、事務局から説明を併せてお願いします。</p>
事務局	<p>公共事業による廃土処理届出「1号」について説明します。場所は、佐野町上集会所周辺です。こちらは、令和6年3月に許可をした案件の工事期間延長の申請で、地域防災減災事業 新開佐野地区 道路工事として、廃土量約2,000 m<sup>3</sup>を、現場から近く経済的であることからこの農地に廃土するというものです。また、所有者の希望により田として整備する計画となっております。工事期間を、令和7年3月31日までの予定を、令和8年3月31日までに変更するものです。</p> <p>続いて、5条の事業変更の届出「1号」「2号」について説明します。関連がありますので、併せて説明させていただきます。場所は、久代町の国道9号の県道はまだリゾート線の交差点周辺で、町内は、国分2町内になります。こちらは、平成9年11月及び平成10年1月に5条の許可をした案件で、当時、整地は行われ、所有権移転はされたものの、店舗兼住居を建築予定でしたが、資金面・体調不良により、店舗兼住居の建築を断念され、地目の変更</p>

	はされないまま現在に至り、この度、新たな方が、個人住宅を建築することとなり、事業変更の届出がされたものです。事前質問はありませんでした。説明は以上です。
議 長	報告事項ではありますが、皆様方から何かありましたらお願いします。
三浦委員	公共廃土の案件ですが、水田として整備する計画とありましたが、「水田」の定義を教えてください。
事務局	稲の苗を植えることができる状況であると考えております。
佐々木委員	横山の案件で、整備後、石が見える状態であったことがありました。表層20 cm程度は土にさせていただくとか、条件を明示していただければと思います
議 長	発注者に、耕作できるようなことをしっかり伝えていただくようお願いしてはと思います。
三浦委員	発注者にこそ、「水田」の定義を守っていただく必要があると思います。
事務局	発注者に、耕作できる状態にさせていただくように、改めて依頼していきたいと思います。
議 長	それでは議第1号 農地法第3条の規定による許可申請は、5件です。事務局の説明をお願いします。なお、事前質問がありましたら、事務局の説明を併せてお願いします。
事務局	<p>「1号」について説明します。場所は、周布小学校から約650m南南東の周布町1町内です。申請は、田2筆、合計795㎡で、使用貸借です。経緯としては、これまで利用権により耕作していた当該地の案件で、周囲に及ぼす影響はない、と申請されています。所有権移転後の「農地の利用、労働力、地域との関係」に問題がなく、「農地法第3条第2項の不許可事由に該当しない」と判断しております。</p> <p>「2号」について説明します。場所は、石見まちづくりセンター佐野分館から約200m南南東の佐野町 町町内です。申請は、田、1,244㎡で、無償による所有権移転で、経緯としては、これまで利用権により耕作していた当該地の案件で、この度これまでの利用権を合意解約のうえ移転するものです。周囲に及ぼす影響はない、と申請されています。所有権移転後の「農地の利用、労働力、地域との関係」に問題がなく、「農地法第3条第2項の不許可事由に該当しない」と判断しております。</p> <p>「3号」について説明します。場所は、三保まちづくりセンターから約800m南南西の古市場門殿です。申請は、畑、103㎡で、有償による所有権移転で、</p>

	<p>譲渡理由としては、相続をしたが、市外に居住しており、管理が困難であるため、譲受人は自宅に隣接する農地を耕作し、営農規模拡大を図るとされています。所有権移転後の「農地の利用、労働力、地域との関係」に問題がなく、「農地法第3条第2項の不許可事由に該当しない」と判断しております。</p> <p>「4号」について説明します。場所は、三隅町岡見の松原集会所から約200m南西の松原西です。申請は、畑、31㎡で、無償による所有権移転で、譲渡理由としては、相続をしたが、県外に居住しており、管理が困難であるため、自宅に近い当該農地を耕作するとされています。所有権移転後の「農地の利用、労働力、地域との関係」に問題がなく、「農地法第3条第2項の不許可事由に該当しない」と判断しております。</p> <p>「5号」について説明します。場所は、金城町下来原の金田集会所から約200m南東です。申請は、田畑5筆、合計6,495㎡で、有償による所有権移転で、譲渡理由としては、相続をしたが、市外に居住しており、管理が困難であるため、自宅に近い当該農地を耕作されている譲受人さんに所有権移転するとされています。なお、田2筆は、これまで利用権により耕作していたところで、この2筆も含め5筆を所有権移転するものです。所有権移転後の「農地の利用、労働力、地域との関係」に問題がなく、「農地法第3条第2項の不許可事由に該当しない」と判断しております。事前質問はありませんでした。事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>続きまして、担当委員から補足説明をお願いします。「1号」につきまして、「6番 原田委員」をお願いします。</p>
原田委員	<p>先般、委員・事務局で現地を確認しました。以前から申請者が耕作をされており、問題はないかと思えます。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>「2号」につきまして、「10番 川神委員 または 大谷委員」をお願いします。</p>
大谷委員	<p>以前から譲受人が耕作をされており、問題はないかと思えます。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>「3号」及び「4号」について、事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>いずれも、4月11日に委員さんと現地を確認しました。「3号」については、既に果樹が植えてありましたが、あいているところで、譲受人さんが、野菜を耕作するために準備をしておられました。</p> <p>「4号」につきましては、道路改良がおこなわれ、少し農地が狭くなってお</p>

	りますが、そこを耕作されるものです。
議 長	「5号」につきまして、「3番 大崎委員」お願いします。
大崎委員	4月11日に委員・事務局で現地を確認しました。事務局の説明のとおりでございます。よろしくをお願いします。
議 長	その他、皆様方からありましたらお願いします。 ないようですので、採決に入ります。第3条の規定による許可申請について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。
委 員	～挙手 全員～
議 長	挙手、全員です。承認いたします。続きまして、議第3号 農地法第4条の規定による許可申請は1件です。事務局の説明をお願いします。
事務局	「1号」について説明します。場所は、竹迫町平和公園から約100m西の、1町内です。申請は、畑、104㎡で、転用目的は、顛末書の提出もありましたが、平成25年4月頃、無断で駐車場の整備を行ったという案件で、当該用地の隣接者が駐車場と家庭菜園程度の利用をされています。被害防止対策等につきましては、周囲に及ぼす影響はありません。万一被害が生じた場合は、対応いたします、と申請されています。許可の判断は、第3種農地で、農地法第4条第6項、地域における営農及び集積に影響を及ぼさない農地と判断いたしました。事前質問はありませんでした。事務局からの説明は以上です。
議 長	続きまして、担当委員から補足説明をお願いします。「1号」につきまして、「6番 河上委員 または 長野委員」お願いします。
河上委員	先般、委員・事務局で現地確認を行いました。畑ということですが、低い木があり、また、駐車場として利用もしておられます。「雑種地」と取り扱って差し支えないと思いました。
議 長	その他、皆様方から何かありましたらお願いします。 ないようですので、採決に入ります。第4条の規定による許可申請について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。
委 員	～挙手 全員～
議 長	挙手、全員です。承認いたします。続きまして、議第3号 農地法第5条の規定による許可申請は5件です。事務局の説明をお願いします。

「1号」について説明します。場所は、原井小学校から約450m北の港町3-1町内です。申請は、田、3筆、合計247㎡です。転用目的は、駐車場としての利用で、周辺の譲受人となる会社のグループ会社が使用する予定と聞いております。有償による所有権移転です。資金証明として預金残高を確認しています。被害防止対策等につきましては、当該物件周辺は、事務所・工場・福祉施設・駐車場となっており、土地作物や家畜等は存在しない、と申請されています。許可の判断は、第3種農地のため原則許可、都市計画法の用途が定められている地域で、農業上の土地利用との調整が調ったものとして農地法施行規則第44条第3号に該当する農地と判断しております。

「2号」について説明します。場所は、三隅町岡見の松原集会所から約200m南西の松原西です。申請は、畑2筆、合計34㎡で、転用目的は、自宅への進入路及び自宅用地として利用するもので、顛末書の提出がありますが、1筆、1323番3については、平成25年に市道が造られた時から、手続きをせずに、所有者に了解を得て、進入路として、利用していたとされています。無償による所有権移転です。資金証明として残高証明が提出されています。被害防止対策につきましては、周辺農地へ支障を及ぼす恐れはないと思われませんが、万が一問題が生じた場合は、責任を持ってこれに対処します、とされています。許可の判断は、第2種農地で、農地法第5条第2項の不許可の事由に該当しない農地、地域における営農及び集積に影響を及ぼさない農地と判断しております。

「3号」について説明します。場所は、JR下府駅から約250m南東の下府町6-2町内です。申請は、田、885㎡で、転用目的は、太陽光発電設備の設置で、有償による所有権移転です。資金証明として残高証明が提出されています。被害防止対策には万全を期し、周囲に被害を及ぼす恐れはないと思われるが、万一の場合には、関係当事者間で話し合いの上、申請人において責任をもってこれに対処する、とされています。許可の判断は、第3種農地のため原則許可と判断、都市計画法の用途が定められている地域で、農業上の土地利用との調整が調ったものとして農地法施行規則第44条第3号に該当する農地と判断しております。

「4号」について説明します。場所は、浜田商業高校から約500m南南西の熱田町4町内です。申請は、畑、1,029㎡で、転用目的は、宅地拡張、進入路・駐車場の利用で、有償による所有権移転です。顛末書も提出があり、昭和52

	<p>年に住宅を建築した際に、無断で申請地の一部を盛り土し、造成したということです。資金証明として残高証明が提出されています。被害防徐対策については、埋立て土砂が流出し周辺の農地に影響が出ないように、コンクリートブロック土止めなど被害防止対策には万全を期す。その他、被害の及ぶ恐れはないと思われるが、万一の場合は、関係当事者で話し合いのうえ、責任を持ってこれに対処する、とされています。許可の判断は、第2種農地で、農地法第5条第2項の不許可の事由に該当しない農地（地域における営農及び集積に影響を及ぼさない）と判断しております。</p> <p>「5号」について説明します。場所は、旭支所から約1,300m東の和田 大石谷町内です。申請は、田・畑5筆、合計2,025㎡で、転用目的は、非農地も含め合計7筆、2,367.30㎡の土地を、伐採木、草木の仮置場としての利用で、令和12年3月31日までの賃貸借権の設定です。資金証明として預金残高がわかる資料の提出がありました。被害防徐対策については、被害の及ぶ恐れはないと思われるが、万一の場合は関係当事者間で話し合いのうえ、責任を持ってこれに対処する、とされています。許可の判断は、第2種農地で、農地法第5条第2項の不許可の事由に該当しない農地・地域における営農及び集積に影響を及ぼさないと判断しております。事前質問はありませんでした。事務局からの説明は以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、担当委員から補足説明をお願いします。「1号」につきまして、「11番 河上委員 または 長野委員」をお願いします。</p>
長野委員	<p>写真をご覧くださいますと、駐車場と建物の上に原野状態の土地があります。農地としての活用は困難で、転用はやむを得ないと判断しております。</p>
議 長	<p>「2号」につきまして、事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>4月11日に委員さんと現地を確認しました。状況としては、先程説明をさせていただいたとおりです。</p>
議 長	<p>「3号」につきまして、「1番 河野委員 または 近重委員」をお願いします。</p>
河野委員	<p>事務局の説明のとおりで、問題はないかと思えます。よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>「4号」につきまして、「2番 佐々木委員 または 永見委員」をお願いします。</p>
佐々木委員	<p>事務局と現地を確認しました。説明のとおりでございます。よろしくお願</p>

	いします。
議 長	「5号」につきまして、「14番 岩谷委員」お願いします。
岩谷委員	4月11日に委員・事務局で現地を確認しました。内容としては、説明のとおりでございます。問題はないかと思えます。よろしくをお願いします。
議 長	皆様方から何かありましたらお願いします。 ないようですので、採決に入ります。第5条の規定による許可申請について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。
委 員	～挙手 全員～
議 長	挙手、全員です。承認いたします。 続きまして、議第4号転用統制外証明願（非農地証明願）は6件です。事務局の説明をお願いします。
事務局	<p>「1号」について説明します。場所は、長浜小学校から約600m南西の長浜町9町内です。非農地証明の対象農地は、田、152㎡で、昭和年月日不詳から耕作放棄、現況原野と申請されています。農地区分は、第2種農地です。現地確認の結果、農地利用されておらず、再生は困難で、証明可能と判断しております。</p> <p>「2号」について説明します。場所は、浜田道重富バス停留所から約350m南南東の下重富町内です。非農地証明の対象農地は、田、293㎡で、昭和年月日不詳から耕作放棄となり、現況原野と申請されています。農地区分は、第2種農地になります。現地確認の結果、農地利用されておらず、再生は困難で、証明可能と判断しております。</p> <p>「3号」について説明します。場所は、浜田道重富バス停留所から約350m南南東の下重富町内です。非農地証明の対象農地は、田、755㎡で、昭和年月日不詳から耕作放棄となり、現況山林と申請されています。農地区分は、第2種農地になります。現地確認の結果、農地利用されておらず、再生は困難で、証明可能と判断しております。</p> <p>「4号」について説明します。場所は、市木まちづくりセンターから約1,350m西南西の来尾です。非農地証明の対象農地は、田3筆、合計2,580㎡で、昭和年月日不詳から耕作放棄となり、現況山林と申請されています。農地区分は、第2種農地になります。現地確認の結果、農地利用されておらず、再生は困難で、証明可能と判断しております。</p> <p>「5号」について説明します。場所は、市木まちづくりセンターから約</p>

	<p>1, 350m西南西の来尾です。非農地証明の対象農地は、畑2筆、合計439㎡で、昭和年月日不詳から耕作放棄となり、現況山林と申請されています。農地区分は、第2種農地になります。現地確認の結果、農地利用されておらず、再生は困難で、証明可能と判断しております。</p> <p>「6号」について説明します。場所は、金城町入野の越沢集会所から約350m南南西です。非農地証明の対象農地は、田2筆、合計1,427㎡で、平成12年月日不詳から耕作放棄となり、現況原野と申請されています。農地区分は、圃場整備をした第1種農地ですが、北側を除く3面は山林に囲まれた場所で、現地確認の結果、農地利用されておらず、再生は困難で、証明可能と判断しております。事前質問はありませんでした。事務局からの説明は以上です。</p>
議長	「1号」につきまして、「6番 原田委員」補足説明をお願いします。
原田委員	先日、委員・事務局で現地を確認しました。現況は、写真のとおりで、耕作は困難だと思います。よろしくをお願いします。
議長	「2号」「3号」につきまして、「14番 岩谷委員」補足説明をお願いします。
岩谷委員	事務局の説明のとおりで、何の問題もないと思います。よろしくをお願いします。
議長	「4号」「5号」につきまして、事務局から補足説明をお願いします。
事務局	4月11日に委員・事務局で現地を確認しました。内容としては、説明のとおりで、県の治山事業の計画があるということです。
議長	「6号」につきまして、「5番 永見委員」補足説明をお願いします。
永見委員	4月14日に委員・事務局で現地を確認しました。現況は写真のとおりでございます。問題はないかと思えます。
議長	<p>皆様方から何かありましたらお願いします。</p> <p>ないようですので、採決に入ります。転用統制外証明願・非農地証明願について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。</p>
委員	～挙手 全員～
議長	<p>挙手、全員です。承認いたします。</p> <p>その他、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>その他、ないようですので、第15回総会を終了します。</p>

終了 午前10時20分